

新温泉町オープンデータ推進に関するガイドライン

本ガイドラインは、本町が所有する公的データをオープンデータとして、町民（法人その他の団体を含む、以下同じ）に公開することで、町政の透明性及び信頼性の向上、生活の利便性の向上、協働の推進と地域の課題解決、企業活動の活性化等を図るため、本町がオープンデータを推進する際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

1 オープンデータの定義

本町が保有する公的データのうち、町民をはじめとした誰もがインターネット等を通じて容易に利用（複製・加工・編集・再頒布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義します。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

2 オープンデータを推進する意義

(1) 町政の透明性及び信頼性の向上

本町が保有する情報をオープンデータとして提供することにより、町民が容易にデータを入手することが可能となり、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

(2) 生活の利便性の向上

オープンデータの利用が活発化することで、町民の利便性を向上させる発想やサービスが生まれる機会を増やすことができる。

(3) 協働の推進と地域の課題解決

オープンデータの利用が拡大することで、新たなサービスの創出や地域課題の可視化が促進され、町政への関心が高まることで官民協働が促進される。

(4) 企業活動の活性化

企業が今まで利用することができなかった公的データの編集・加工・分析等を行うことで、観光・防災・子育て等様々な分野で新たなサービスやアプリが創出され、企業活動が活性化される。

(5) 行政業務の改善・課題解決

公的データをオープンデータとして公開することで、データの利用性・検索性の向上と、庁内での横断的なデータ利用が可能となり、職員が他部署のデータを活用することで業務改善や課題解決が容易になる。

3 推進のための基本原則

- (1) 本町が所有する公的データは、法令・条例等による制限があるものを除き、積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) 可能な限り、機械判読可能かつ二次利用が容易な形式で公開する。
- (3) 原則として、営利目的・非営利目的を問わず活用を促進とする。
- (4) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進める。
- (5) 取組可能なデータから速やかに着手し、順次オープンデータの拡充を図る。

4 オープンデータ公開対象

本町ホームページで公開しているデータについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。本町ホームページで公開していないデータについては、ニーズ等を考慮した上で、可能なものから順次オープンデータとして公開するものとする。ただし、以下に該当するデータはこの限りではない。

- (1) 個人情報・機密情報が含まれているデータ
- (2) 第三者の権利が含まれているデータ
- (3) 法令・条例等により二次利用が制限されているデータ

5 オープンデータ公開にかかるルール

- (1) オープンデータ公開場所

オープンデータは、本町ホームページ内に掲載することにより公開する。

- (2) オープンデータ公開形式

オープンデータは、二次利用しやすいデータ構造及び形式（CSV、XLSX）により公開する。

- (3) 二次利用にかかるライセンス

公開する各データには、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスによるライセンス条件を定める。
ライセンスの種類は、別表による。

- (4) 利用者責任（データ公開元の免責）

オープンデータを二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本町はその責を負わない旨を明示する。

6 本ガイドラインの改定

本ガイドラインの内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改定していくものとする。

別表 クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類と概要

表示イメージ	名称	利用条件		
		出典表示	商業利用	改変
	CC-BY	必須	許可	許可
	CC-BY-SA	必須	許可	許可するが、改変した場合は元の著作物と同じCCライセンスで公開すること。
	CC-BY-NC	必須	許可しない	許可
	CC-BY-NC-SA	必須	許可しない	許可するが、改変した場合は元の著作物と同じCCライセンスで公開すること。
	CC-BY-NC-ND	必須	許可しない	許可しない

【用語解説】

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。公共データをオープンデータ化することにより、行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化が期待されている。

機械判読

コンピュータプログラムがその構造や内容を自動的に判別し、加工や編集などの再利用ができること。

二次利用

原作品を引用・転載・加工等して利用すること。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

CSV

Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。